

防衛庁訓令第24号

行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和47年政令第191号）を実施するため、防衛庁職員定員規則を次のように定める。

昭和47年5月13日

防衛庁長官 江崎 真澄

防衛省定員細則

改正 昭和48年4月12日庁訓第20号 昭和48年11月27日庁訓第60号 昭和49年4月10日庁訓第19号 昭和50年4月2日庁訓第15号 昭和51年5月10日庁訓第8号 昭和52年5月2日庁訓第21号 昭和53年4月5日庁訓第13号 昭和54年4月4日庁訓第12号 昭和54年6月15日庁訓第25号 昭和55年4月5日庁訓第11号 昭和56年4月3日庁訓第14号 昭和57年4月6日庁訓第6号 昭和58年4月5日庁訓第11号 昭和59年4月11日庁訓第15号 昭和59年6月30日庁訓第37号 昭和60年4月6日庁訓第16号 昭和60年4月6日庁訓第19号 昭和61年4月5日庁訓第15号 昭和62年5月21日庁訓第12号 昭和63年4月8日庁訓第10号 平成元年5月29日庁訓第32号 平成2年6月8日庁訓第14号 平成3年4月12日庁訓第12号 平成4年4月10日庁訓第20号 平成4年6月26日庁訓第47号 平成4年8月10日庁訓第51号 平成5年4月1日庁訓第12号 平成5年6月28日庁訓第43号	平成6年6月23日庁訓第22号 平成7年3月27日庁訓第7号 平成7年6月27日庁訓第36号 平成8年5月11日庁訓第33号 平成9年1月17日庁訓第1号 平成9年4月1日庁訓第10号 平成9年6月30日庁訓第31号 平成10年4月9日庁訓第27号 平成11年3月31日庁訓第21号 平成12年2月25日庁訓第9号 平成12年3月31日庁訓第51号 平成12年4月24日庁訓第60号 平成13年1月6日庁訓第2号 平成13年3月27日庁訓第34号 平成14年3月29日庁訓第27号 平成15年3月28日庁訓第33号 平成16年4月1日庁訓第46号 平成17年4月1日庁訓第53号 平成18年3月27日庁訓第12号 平成18年3月31日庁訓第56号 平成18年7月28日庁訓第83号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成19年3月30日省訓第28号 平成19年8月30日省訓第145号 平成20年3月31日省訓第27号 平成20年12月26日省訓第55号 平成21年3月27日省訓第22号 平成21年7月29日省訓第48号	平成22年4月1日省訓第15号 平成23年1月13日省訓第1号 平成23年4月1日省訓第16号 平成24年4月6日省訓第15号 平成24年7月11日省訓第26号 平成25年5月16日省訓第37号 平成26年3月31日省訓第22号 平成26年7月24日省訓第40号 平成26年7月31日省訓第60号 平成27年4月10日省訓第20号 平成27年10月1日省訓第39号 平成28年1月29日省訓第3号 平成28年3月31日省訓第34号 平成28年9月7日省訓第54号 平成29年3月31日省訓第28号 平成30年3月30日省訓第26号 平成30年12月27日省訓第47号 平成31年3月29日省訓第18号 令和2年3月30日省訓第19号 令和3年3月31日省訓第18号 令和3年8月26日省訓第52号 令和4年3月15日省訓第10号 令和4年3月31日省訓第43号 令和5年3月31日省訓第38号 令和6年3月29日省訓第50号 令和6年9月27日省訓第310号
--	--	--

- 1 防衛省本省の職員の定員（防衛省定員規則（平成27年防衛省令第14号。以下「省令」という。）第1条に規定する本省の定員をいう。）のうち、内部部局、防衛人事審議会、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局の定員は、次の表のとおりとする。

	区 分	定 員	備 考
内 部 部 局	大臣官房	381人	うち、6人は、国立国会図書館支部防衛省図書館の職員の定員とする。
	防衛政策局	290人	
	整備計画局	291人	
	人事教育局	133人	
	地方協力局	348人	うち、25人は、一般職の職員の定員とする。
	計	1,443人	
	防衛人事審議会	1人	再就職等監察官の定員とする。
	防衛大学校	487人	
	防衛医科大学校	989人	
	防衛研究所	102人	
	統合幕僚監部	221人	統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における職員の定員とする。

陸上自衛隊	7,276人	陸上幕僚監部並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関における職員の定員とする。
海上自衛隊	2,874人	海上幕僚監部並びに統合幕僚長及び海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関における職員の定員とする。
航空自衛隊	2,837人	航空幕僚監部並びに統合幕僚長及び航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関における職員の定員とする。
情報本部	715人	
防衛監察本部	38人	
地方防衛局	2,609人	
合計	19,595人	事務次官、防衛審議官及び秘書官それぞれ1人を含む。

- 2 陸上幕僚監部並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関別の定員、海上幕僚監部並びに統合幕僚長及び海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関別の定員並びに航空幕僚監部並びに統合幕僚長及び航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関別の定員は、それぞれ前項に規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の定員の範囲内において別に定めるところによる。
- 3 防衛装備庁の職員の定員（省令第1条に規定する防衛装備庁の定員をいう。）のうち、内部部局、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の定員は、次の表のとおりとする。

区 分		定 員	備 考
内 部 局	長官官房	272人	長官及び防衛技監それぞれ1人を含む。
	装備政策部	184人	
	プロジェクト管理部	182人	
	技術戦略部	87人	
	調達管理部	122人	
	調達事業部	229人	
	計	1,076人	
航空装備研究所		145人	
陸上装備研究所		101人	
艦艇装備研究所		114人	
新世代装備研究所		126人	
防衛イノベーション科学技術研究所		48人	
千歳試験場		18人	
下北試験場		14人	
岐阜試験場		14人	
合計		1,656人	

附 則（抄）

- 1 この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。
- 2 防衛庁職員定員規則（昭和44年防衛庁訓令第41号）は、廃止する。

附 則（昭和48年4月12日庁訓第20号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和48年4月12日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は同月1日から適用する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和49年4月10日庁訓第19号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和49年4月11日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は同月1日から適用する。

附 則（昭和50年4月2日庁訓第15号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和50年4月2日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は同月1日から適用する。

附 則（昭和51年5月10日庁訓第8号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和51年5月10日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は同年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年5月2日庁訓第21号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和52年5月2日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は同年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年4月5日庁訓第13号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和53年4月5日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は同年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月4日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和54年4月4日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年6月15日庁訓第25号）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月5日庁訓第11号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和55年4月5日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月3日庁訓第14号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和56年4月3日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下

「新規則」という。)第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年4月6日庁訓第6号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和57年4月6日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月5日庁訓第11号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和58年4月5日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年4月11日庁訓第15号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和59年4月11日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月6日庁訓第16号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和60年4月6日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年4月6日庁訓第19号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則 (昭和61年4月5日庁訓第15号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和61年4月5日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）第1条及び第2条第1項並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年5月21日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和62年5月21日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年4月8日庁訓第10号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和63年4月8日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年5月29日庁訓第32号) (抄)

- 1 この訓令は、平成元年5月29日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年6月8日庁訓第14号) (抄)

- 1 この訓令は、平成2年6月8日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年4月12日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成3年4月12日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同月1日から適用する。

附 則（平成4年4月10日庁訓第20号）（抄）

- 1 この訓令は、平成4年4月10日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同月1日から適用する。

附 則（平成4年6月26日庁訓第47号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年8月10日庁訓第51号）

この訓令は、平成4年8月10日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成5年6月28日庁訓第43号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年6月23日庁訓第22号）（抄）

- 1 この訓令は、平成6年6月24日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月27日庁訓第7号）（抄）

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月27日庁訓第36号）

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年5月11日庁訓第33号）（抄）

- 1 この訓令は、平成8年5月11日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年4月1日庁訓第10号）（抄）

- 1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年4月9日庁訓第27号）（抄）

- 1 この訓令は、平成10年4月9日から施行し、改正後の防衛庁職員定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月31日庁訓第21号）（抄）

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月25日庁訓第9号）

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成12年3月31日庁訓第51号）（抄）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月24日庁訓第60号）（抄）

- 1 この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月27日庁訓第34号）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年9月30日までの間は、改正後の第1条及び第2条第1項の規定にかかわらず、第1条の表定員の欄中「21,066人」とあるのは「21,070人」と、「3,233人」とあるのは「3,234人」と、「24,299人」とあるのは「24,304人」と、第2条第1項の表定員の欄中「9,215人」とあるのは「9,217人」と、「3,671人」とあるのは「3,672人」と、「898人」とあるのは「899人」と、「21,066人」とあるのは「21,070人」とする。
- 3 平成13年10月1日から同年12月31日までの間は、改正後の第1条及び第2条第1項の規定にかかわらず、第1条の表定員の欄中「21,066人」とあるのは「21,067人」と、「3,233人」とあるのは「3,234人」と、「24,299人」とあるのは「24,301人」と、第2条第1項の表定員の欄中「9,215人」とあるのは「9,216人」と、「21,066人」とあるのは「21,067人」とする。

附 則（平成14年3月29日庁訓第27号）

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年12月31日までの間は、改正後の第1条及び第2条第1項の規定にかかわらず、第1条の表定員の欄中「20,905人」とあるのは「20,906人」と、「3,170人」とあるのは「3,171人」と、「24,075人」とあるのは「24,077人」と、第2条第1項の表定員の欄中「9,125人」とあるのは「9,126人」と、「20,905人」とあるのは「20,906人」とする。

附 則（平成15年3月28日庁訓第33号）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年12月31日までの間は、改正後の第1条及び第2条第1項の規定にかかわらず、第1条の表定員の欄中「20,739人」とあるのは「20,740人」と、「3,150人」とあるのは「3,151人」と、「23,889人」とあるのは「23,891人」と、第2条第1項の表定員の欄中「9,031人」とあるのは「9,032人」と、「20,739人」とあるのは「20,740人」とする。

附 則（平成16年4月1日庁訓第46号）

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までの間は、改正後の第1条及び第2条第1項の規定にかかわらず、第1条の表定員の欄中「20,584人」とあるのは「20,585人」と、「3,122人」とあるのは「3,123人」と、「23,706人」とあるのは「23,708人」と、第2条第1項の表定員の欄中「8,941人」とあるのは「8,942人」と、「20,584人」とあるのは「20,585人」とする。

附 則（平成17年4月1日庁訓第53号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第56号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第27号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日省訓第55号）

この訓令は、平成20年12月31日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月13日省訓第1号）

この訓令は、平成23年1月13日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）

1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第27条の5の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ヌの表自衛艦隊の項、同表地方隊の項、別表ルの表航空支援集団の項（援護業務室長に係る部分を除く。）、同表航空開発実験集団の項及び同表機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第36までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定並びに自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月11日省訓第26号）

この訓令は、平成24年7月12日から施行する。

附 則（平成25年5月16日省訓第37号）

1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。ただし、第2条中技術研究本部の内部組織に関する訓令第22条第6項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第18条、第19条及び第27条の6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ホの表統合幕僚学校の項、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項及び機関の項、別表ヌの表練習艦隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令第2条、第3条第1号、第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項、第

5条第1項、第6条並びに別表第1から別表第57までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定並びに自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1チの表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月31日省訓第22号) (抄)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月24日省訓第40号)

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則 (平成26年7月31日省訓第60号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日省訓第20号)

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則目次、第1条、第1条の3、第19条、第27条の9、附則第2項、別表第1、別表第1の2及び別表第6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ロの表防衛大学校の項(「統率・戦史教育

「統率・戦史教育室長
室長」を 国防論教育室長 に改める部分に限る。)、別表リの表その他の防

衛大臣直轄部隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び同表航空支援集団の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第65までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1チの表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令第1条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年10月1日省訓第39号) (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月29日省訓第3号)

この訓令は、平成28年1月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第34号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月7日省訓第54号)

この訓令は、平成28年9月7日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日省訓第28号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(俸給

「

地方隊直	艦長
------	----

」

の特別調整額に関する訓令別表ルの改正規定中

轄艦艇	艇長
-----	----



る。)は、同月3日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日省訓第26号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月27日省訓第47号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日省訓第18号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日省訓第19号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日省訓第18号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月26日省訓第52号)

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日省訓第10号)

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日省訓第43号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日省訓第38号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日省訓第50号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月27日省訓第310号)

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。